

会 議 録

会 議 名	令和6年度（2024年度）第2回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	
日 時	令和6年（2024年）8月16日 10時00分～12時00分	
場 所	八王子市役所本庁舎 801会議室	
出席者氏名	委 員	磯部 剛久委員、川津 明弘委員、尾寄 敏夫委員、千種 康民委員、鈴木 長一委員、井出 勲委員、澤井 菊男委員、添石 遼平委員、田中 裕之委員、五藤 篤委員、塚本 恵里香委員、荒井 雄司委員、大川 富美委員、下田 直啓委員、杉原 陽子委員（15名）
	事 務 局	福祉部 立花 等部長 高齢者いきいき課 吉本 知宏課長、齋藤 義明主査、辻 誠一郎主査、伊藤 茜主任、吉村 航季主任、和泉 みのり主事、大内 夏奈主事 高齢者福祉課 長谷川 由美課長、田代 雅人課長補佐兼主査 介護保険課 小林 真毅課長、長谷部 晃一課長補佐兼主査
欠 席 者	なし	
次 第	1 開 会 会議の公開・非公開について 2 議題 八王子市恩方老人憩の家に係る在り方検討について 3 報 告 令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果及び基準額の内示について 4 閉 会	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	1名	
配 付 資 料	次第 資料2-1 八王子市恩方老人憩の家の在り方について 資料2-2 施設の写真（恩方老人憩の家） 資料2-3 施設の写真（恩方農村環境改善センター） 資料2-4 施設の写真（長房ふれあい館） 資料3-1 令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価結果及び交付額について 資料3-2 令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の評価結果 参考資料1 八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿・事務局名簿 意見書	

事務局

1 開会

定刻になりましたので、令和6年度第2回八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会を開会いたします。

はじめに、この度は、開催直前に開催方法の変更のご連絡となり、申し訳ございませんでした。オンラインと会場参加というハイブリッド形式での開催となりましたが、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の出席委員は15名です。対面では8名、オンラインでは、磯部委員、千種委員、鈴木委員、田中委員、五藤委員、大川委員、杉原会長の7名が出席しております。

オンラインでの参加の方は、ご自身が発言される時以外は、マイクをオフにしてくださいようお願いします。

また、発言者がどなたかが分かるように、対面でご参加の方も、オンラインでご参加の方も、発言の前にご自身のお名前を仰っていただくようお願いします。

それでは、お手元の次第をご確認ください。

本日開催予定であった地域ケア推進会議につきましては、11月8日開催予定の第3回高齢者福祉専門分科会に延期することといたしました。

そのため、本日は、高齢者福祉専門分科会のみで開催とさせていただきます。

続きまして、資料についてです。

8月9日付の事前資料送付の際の通知文に記載させていただいたとおり、今回からペーパーレス化のため、委員の皆様が各自ご持参したタブレットやノートPC等で資料を閲覧いただくことを原則としました。お手元に資料がない方がいらっしゃいましたら、資料を配付しますので、挙手をお願いいたします。

次に会議の公開・非公開についてですが、八王子市市民参加条例第9条第3項及び八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条に基づき、原則公開となっております。また、公開することが適当でないと認めるときは非公開の決定を行うこととなっております。

本日、欠席委員はいらっしゃいませんので開催要件は満たしております。

本日の傍聴者は1名です。

それではここからは、八王子市社会福祉審議会条例第4条第3項及び第6条第6項の規定に基づき議事の進行を会長に委ねます。

2 議題 八王子市恩方老人憩の家に係る在り方検討について

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

資料2-1「1 これまでの議論の振り返り」をご覧ください。まず、今回の分科会でご議論いただきたい内容として、長房と恩方で展開している老人憩の家サービスの見直しの方向性、そして、その方向性を踏まえた、恩方老人憩の家の今後の在り方を挙げております。特に、建物の大規模改修が控えている恩方老人憩の家について、今後の在り方を決めていきたいと考えております。

続いて、(2)本分科会における検討の流れですが、第2回で、データを基にした本格

事務局

的な議論を進め、第3回で、答申案を基にした方向性の決定をしていきたいと考えております。

続いて、(3) 前回のご意見及び回答ということで、前回の会議当日と、その後意見書でいただいたご意見に対して、市としての回答を表にまとめております。(ア) から(キ)までは、意見書に対する回答を示しており、(ク) から(サ)までは、この資料中で後ほどご説明をさせていただきます。(シ) の恩方老人憩の家の耐震性につきましては、平成17年に耐震診断を行ったところ、建築基準法の水準を満たしておりました。

前回までの振り返りは以上です。

次に、今回の議論のためにご用意した各種データ等について、ご説明させていただきます。資料の「2 各種データ等」をご覧ください。(1) に記載している各施設の写真につきましては、資料2-2から2-4に掲載しております。今回はお時間が限られておりますので、各自ご確認いただき、ご質問などありましたら、本日の議論の場でご指摘いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、(2) 施設利用者実人数についてです。施設の延べ人数は、同じ方が毎日いらっしゃっても「1名」とカウントされてしまうため、実際どれぐらいの方が利用されているのか確認するために調査をさせていただきました。

施設を利用するためには、利用登録を行い、利用者IDを発行する必要があります。その利用者IDから個人がどの程度利用しているかということを算出いたしました。「個人での利用」、「施設で実施している教室の利用」、「市民の自主的なサークル活動の場としての利用」、「会議室の利用」の4形態で、利用人数をカウントしております。個人利用の延べ利用者数は、年間6,482人いらっしゃいますが、そのうち利用者IDに登録している方は、348人でした。また、4形態それぞれについて、定期利用者、つまり月に複数回利用している方を抽出しました。その結果、個人利用では、複数回ご利用いただいている方が84人でした。実際84人の方が、6,482人の延べ利用の9割以上を占めているということが分かりました。

同様に、指定管理者実施の教室利用者も年間延べ851人のうち、実際に参加している方は117人、サークル参加者は年間延べ3,190人のうち、実際に参加している方は189人、会議室利用者は、年間延べ44人のうち、実際に参加している方は4人という結果でした。

最終的な集計データは、力の欄のア～エの実人数という部分になりますが、ア～エでも、重複して利用されている方がいらっしゃいますので、それを差し引いた人数が479人となりました。資料の吹き出し欄に記載しておりますが、延べ利用者数は1万人以上いらっしゃいますが、実際の利用者数は500人弱で、そのうちの定期利用者178人が実際9割以上の利用をされているということが分かりました。

1日当たりの来館者が40、50名弱いらっしゃいますが、その方たちはほぼ確定された定期利用者ということが分かりました。

続きまして、(3) の地域関係者の意見についてです。前回の分科会でも、地域の方の意見を把握したいというご意見がございましたので、7月に地域関係者の方と懇談会を

実施させていただきました。

資料に記載のとおり、懇談会は、年代や活動内容等に縛られずに、様々な団体様にご参加いただきました。

３ページの「意見」というところに集約しているとおり、多世代が利用できる施設への転換といった跡地活用についてのご意見や、憩の家が廃止された場合の現利用者への配慮を求めるようなご意見、そのほか、無料で利用できることに対して、その他類似施設を利用する際の補助に関するご意見がありました。基本的に現状のまま、恩方老人憩の家を継続させるといったご意見はございませんでした。

続きまして、（４）の施設利用と介護予防の関連についてです。市では、75歳以上の市民の方を対象とした、後期高齢者悉皆調査という調査を行っております。こちらの調査を基に、施設がある恩方地域の方や、施設利用者、市全体の利用者についてリスク分析を行い、介護予防に関して差が認められるかどうか検証いたしました。

資料の吹き出し欄に説明を記載しており、令和３年度の要介護リスク数は、市全体と恩方圏域を比べると、施設利用者のほうが低いですが、令和５年度まで変化を見ると、利用者のほうがリスク減少数は低いということが分かりました。また、リスク上昇率は、恩方圏域は約２％であることに對し、利用者は約３％ということで、あまり有意な差ではないということが分かります。

次のページに移りまして、「イ 恩方地域の要介護認定率」について、説明いたします。

こちらでも施設利用者が多い近隣町を中心に抽出しました。吹き出し欄に記載しておりますが、市全体の認定率が19.7％であることに對し、恩方老人憩の家がある下恩方町は19.9％と、全市の平均と同程度ということが分かりました。

続きまして、（５）代替の民間サービス等について、説明いたします。

「内容」という欄は、憩の家で提供しているサービスをまとめたものです。体操、書道、ウクレレ、絵画のほか、パソコン教室などを実施しています。そのほか、入浴施設やカラオケを提供しており、こういったサービスについて、民間企業等で代替可能なものがあるかどうか、検討しました。

基本的に憩の家で展開しているサービスは、民間サービスや、市民が自主的にサークル活動をしていることを踏まえると、憩の家でしかできないサービスはないのではないかと結果になりました。

資料には記載しておりませんが、活動場所につきましても、恩方地区にある恩方市民センターでサークル活動ができるほか、恩方地域で活動している、夕焼けスポーツクラブという民間の団体でも実施されているといった状況がございます。

続きまして、参考として（６）他市の多世代交流施設の事例について、説明いたします。多世代交流施設への転換について、地域の方や前回の分科会の中でご意見がありましたので、他市の状況を調べ、資料に一部事例として掲載しております。憩の家との対比で考えますと、交通アクセスや施設規模の違いがありますので、単純に同じように活用することは難しいと思いますが、多世代交流の施設を自治体でも展開している事例がございます。

続きまして、「(7) 利用者及び市民を対象としたアンケート」についてです。前回の分科会でご指摘いただき、8月から9月にかけて実施を進めているところです。大変申し訳ございませんが、アンケート結果が今回の分科会に間に合わず、結果については、第3回分科会でお示しする予定です。

以上、前回の議論からご指摘いただいた点について資料をご用意いたしましたので、冒頭申し上げたとおり老人憩の家サービスの見直しの方向性と、その方向性を踏まえた恩方老人憩の家の今後の在り方を、この場でご議論いただきたいと思いますと考えております。

事務局にて、資料やデータを踏まえ、以下のとおりまとめました。

(ア)として、入浴施設や、娯楽・レクリエーションの提供は、地域住民の自主的な活動や民間サービスが担えるようになっている。

(イ)として、負担の公平性や持続的な行財政運営を考えると、これらのサービスを行政が無料で提供する合理性はなくなってきている。

(ウ)として、市の役割は、娯楽提供等を直接担うのではなくて、サークル活動等に対して、必要に応じて周知・補助等の支援を行うのが適切である。

(エ)として、入浴施設を併設した恩方老人憩の家は、60歳以上が無料ということで、こういった無料のサービスを継続する必要は、時代の背景から考えても、なかなか必要性が認められないのではないかとといった形でまとめました。

なお、今回の方向性に関する議論の中で、地域関係者から、現在の利用者への配慮というご意見もございました。そのため、恩方老人憩の家のサービスを廃止した場合についての、現利用者に対する代替措置も併せて検討していただければと考えております。

ただ、代替措置の検討の中で、跡地利用の考え方につきましては、この場でご議論いただくことは構わないと事務局からご説明させていただきました。市において、公共施設マネジメントの観点から、庁内の横断的な検討を既に行っているため、答申の対象から外させていただきたいと考えております。しかし、議論が不要というわけではなく、今回の検討の中でいただいたご意見については、庁内の横断的な検討会議や、地域の課題などを検討する地域づくり推進会議の担当に共有したいと考えております。

また、利用者アンケートは間に合いませんでしたが、そのほか不足するような情報やデータがあるかどうかも含めて、この場でご議論いただければと思います。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

杉原会長

ご説明ありがとうございました。事務局におかれましては、委員の皆様から求められている情報を丁寧にまとめてくださり、ありがとうございます。また、多くの委員の皆様が、現地の見学や調査にご参加くださったということで、ご足労いただきありがとうございます。

先ほどご説明がありましたとおり、本日の議題を整理させていただきます。まず、1点目が、恩方老人憩の家を現状のまま継続するか否かということについて、本分科会での審議が求められています。継続するか否かの判断は、次回、11月の会議で最終結論を出しますが、それに当たって必要な情報がまだあるかどうか、ご意見をいただきたいと思います。

思います。こちらの内容は、資料2-1の「3 本日の議題」のウに当たります。

2点目が、これまでの議論の流れからすると、現状どおりの維持ではなくて、違う形にしたほうが良いのではないかという意見が割と多いように思うのですが、仮にサービスを廃止した場合、少ないとはいえ利用されている方々に、何かしらの不便が生じる可能性があります。その場合、市として代替措置を検討すべきかどうかという点です。こちらは、イに書かれている内容です。注意事項として、先ほどご説明がありましたが、老人憩の家を廃止して、代わりにこういったことを展開したほうが良いというご意見は、答申の内容には含まれないということです。どういう形でリニューアルするかは、ほかの部署も関わるので、意見として出すことはできたとしても、基本的には、答申の対象外ということです。

それでは、廃止するか否かの最終結論を出すにあたって、必要な情報がまだ何かあるのかどうか、それから、廃止した場合の代替措置について、ご意見をいただきたいとします。ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。また、恐れ入りますが、本日はハイブリッド形式で実施しておりますので、質問やご意見の前には、お名前を申し添えていただけますと幸いです。

考える時間が必要かと思いますので、私から場つなぎとして質問させていただきます。議論のために、利用者のご意見を直接伺いたいと思っております。地域の方のご意見は、既に収集してくださっており、利用者には、アンケートを8月、9月に実施されるということですが、アンケートの質問項目、質問内容を教えていただけますか。もし過不足があるようであれば、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思っております。

利用者のアンケートは、全部で11問ございまして、問1から問4までは、年齢、お住まい、性別、憩の家に一人でいらっしゃるかどうかといった基本情報に関するご質問をさせていただいております。

問5として、今後予定している憩の家の大規模な改修工事をしても、憩の家サービスを続けてほしいかどうかということについて聞いております。

問6として、現在無料で提供している憩の家を有料化した場合に、どの程度利用されるかということ聞いております。明確な数字を示してはおりませんが、例えば、カラオケであれば1時間300円、マッサージ機であれば150円といった金額を使ってでも利用したいかどうかということについて聞いています。

続いて問7として、問6で有料でも利用したいと答えた方に、有料であれば週にどのくらいの頻度で利用されるかを聞いております。もし有料になったら使わないという回答があった方については、有料化された場合にどうするかということについて、自由記述で答えていただく形式としています。

そのほか、代替手段としまして、地域にあるシニアクラブなど、自主的なサークルがあるかどうかということ聞いております。

現在、こういった形でアンケートを実施しているところです。以上です。

杉原会長	ありがとうございました。仮に今のサービスが廃止された場合、どういう困り事が出るかという質問は含まれているのでしょうか。
事務局	具体的にどういう困り事があるかというような質問はございません。また、先ほど説明が漏れてしまい申し訳ございませんが、こちらのアンケートは、8月から9月に実施ということで、既に施設において調査を開始しているところです。そのため、申し訳ございませんが、新規項目の追加はできない状態です。
杉原会長	分かりました。既にスタートしているということですね。アンケートでのデータ収集だけでなく、利用者たちに直接ご意見を伺う座談会のような機会を設ける予定はありますか。
事務局	資料の中で、7月に地域との懇談会を実施したことをお示ししておりますが、ご意見をお伺いした団体の中に、シニアクラブなど、実際に憩の家を利用されている団体の方も入っており、困り事などのご意見を伺っております。その中で、現在の利用者のための意見なども挙げられました。
杉原会長	ありがとうございます。利用団体の方の意見は、既に伺っているということで承知しました。しかし、経済的な理由でお風呂がない方など、サークル活動以外の目的で、この施設を利用されている方の意見がもしかしたら漏れているかもしれないと思いました。そのため、今利用されている方の意見を直接伺う別の機会があった方が良いのではないかと考えましたが、いかがでしょうか。
事務局	前回の懇談会では、高齢者あんしん相談センターやはちまるサポートなど、実際そういった方の意見を把握している方にもご参加いただいております。やはり何人か経済的な理由でお風呂がない方の利用はあるというお話は確かにございました。 ただ、人数としてはそこまで多くないというお話もありました。 また、高齢者あんしん相談センターとしては、活動の中で憩の家の場所を使わせてもらっているため、憩の家である必要はないけれども場所が残っていると良いというご意見もありました。以上です。
杉原委員	ありがとうございました。それでは、ほかの委員の皆様もぜひご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。
磯部委員	6月11日に恩方老人憩の家の現地へ行ってきました。そのときの感想を述べてよろしいでしょうか。
杉原会長	よろしく願いいたします。

礒部委員	建物は、50 年も経っておりますので、全体的に非常に老朽化しているように感じました。維持・管理は大変きれいにされていてよかったと思いますが、相当古いタイプのトイレがあったほか、お風呂も相当古く、本当にこれが憩の家としての娯楽に役立つものなのかと感じました。また、娯楽室にあるマッサージ機も相当古いもので、使われているのかと疑問に思いました。ただ、施設は大変きれいに掃除もされておりまして、よく利用されているのではないかと思います。それから、施設としてどうしたら良いのかという Q & A のようなこともされており、すばらしいと思いました。その後、恩方農村環境改善センターに行き、中を見させていただきましたが、施設としては憩の家と同じような機能を持っており、機能が被っている建物が二つ並んでいることは、適切なのかと感じました。何か統合して新しい施設にできないのかということが率直な感じた内容です。 また、会長から現状は継続というお話がありましたが、私としては、建物が相当老朽化しておりますので、この建物を使わずに何か新しいものをつくり、老人だけではなくて、一般の住民や子どもたちも利用できるような施設ができると良いのではないかと感じました。以上でございます。
杉原会長	ありがとうございます。ほかにも現地見学に行かれた委員の皆様から、感想はございますか。
鈴木委員	礒部委員のおっしゃる意見と同じですが、恩方老人憩の家は、八王子市に合併したときにつくられた施設だと思います。現地の人の利用度は、結構多いです。恩方老人憩の家を廃止する方向になってしまうと、現地の人はどうするのかという話になると思います。そのため、礒部委員のご意見のように、統合してみんなが利用できるようなこと、ただ老人憩の家として存続するということはできないのではと思いました。
杉原会長	ありがとうございます。
事務局	先ほどご質問のありました利用者のアンケートについて、今の画面上に映し出しております。こちらがアンケートの内容です。 先ほどお伝えしたように、老人憩の家のサービスを継続する必要があるかどうかということについてお伺いしています。また、その理由を自由記述で書いていただく形式としております。 問6については、それぞれサービスごとに有料化した場合に、どのサービスを利用するかということをお聞きしています。 部屋の貸出しについても、時間ごとに料金を設定するほか、カラオケであれば 150 円とした場合などに、利用するかどうかということをお聞きしています。 問7は、有料でも利用するとお答えした方について、その場合、どのくらいの頻度で利用されるかということをお聞きしています。

	問8は、有料化した場合に利用しないと答えた方について、ほかの施設を利用するということであれば、その施設名をお聞きして、その他ということであれば、自由記述でご回答いただくようになっております。 問9と問10は、情報を知っているかどうかという質問項目です。問9は、カラオケが町会や自治会でもできる場所がありますので、そのことについて知っているかどうかお聞きしています。問10については、シニアクラブや地域団体など、ほかのサービスを提供しているところをご存じかどうか、お聞きしています。 問11は、民間のサービスをご存じかお聞きする質問です。こちらでも自由に記述できる欄がございますので、ある程度いろいろなお声が聞けると考えております。以上です。
杉原会長	ご説明ありがとうございます。老人憩の家のサービスがなくなってしまった場合、利用されている方にどういう困り事があるのか、それに対して何かしらの代替措置を市としても可能な範囲で考えた方が良いのではないかと、審議の事項に含まれておりますが、このアンケートでそれが分かるかどうかです。廃止した場合、利用者にとって何かしらの不便は出ると思いますが、代替措置は考えなくても良いのか、それとも何か考えたほうが良いのかということは、このアンケートから分かるでしょうか。
事務局	杉原会長、その件も含めて、添石委員からご質問がありますので、指名させていただきます。
杉原会長	はい、お願いいたします。
添石委員	今回のアンケートを拝見しましたが、正直、中途半端なアンケートかと思います。会長がおっしゃるように、代替措置を検討するときに、どういうことを考えたら良いのかが分かりません。このアンケートが中途半端になってしまっている理由ですが、そもそも方向性が示されていないからだと思います。このアンケートは、憩の家を存続するのか、しないのかということを聞くためのものだと思います。例えば、この分科会で憩の家としては存続しないという方向性を先に示したのであれば、次は、代替措置を考える必要があります、そのためにアンケートを実施すべきだと考えます。そのため、今後のスケジュール感等を踏まえますと、本日の分科会では、そもそも憩の家として残すのかという方向性を決めた上で、残す場合は、予算的な措置をどうしていくのかといったことや、どんな機能を持たせたら良いのかということ具体的に話すべきですし、廃止するというのであれば、代替措置を検討するために、アンケートや利用者からの聞き取りを実施するという流れになると思います。まず議論の方向性として、憩の家として残すのかどうかということを決めてしまったほうが良いと感じますが、いかがですか。
杉原会長	ご意見ありがとうございます。重要な論点が提示されたと思いますが、老人憩の家はなくす方向性で、その後どうするかということ、第3回の審議に向けて検討したほう

塚本副会長	が良いのではないかとということです。 これまでの様々な議論を伺っていると、老人憩の家を現状のまま残すことは非常に厳しく、何か違う形で再活用、リニューアルスタートをしたほうが良いのではないかとという意見が多数という印象を受けておりますが、その点についてご異論やもう少しこういう情報がほしいというご意見がありましたら、どなたかお願いいたします。 今のご意見も含めて、現地に行った感覚としましては、礒部委員や鈴木委員がおっしゃっていた感想と同じ感想を持ったと同時に、やはり参加されている方々が、それぞれグループのコミュニティを形成されていて、そこに集うことに意味があると思出しているということをととても感じました。そのため、代替のサービスを提案する場合も、そのコミュニティごとに考えることが必要ではないかと思います。 現状の方向性をどう決めていくかということですが、これまでの議論ですと、とりあえずいろいろな団体の意見や必要性を聞いて、結論を焦点化させていこうという方向性だったと思います。本日結論を持っていくか、もしくは、本日議論をして、最終的に方向性を見出していくかというところは、今後の議論で進めていく必要があると感じているところです。
杉原会長	ありがとうございます。確かに、これまでは幅広く意見を伺った上で、最終的にこの老人憩の家をどうするか決めるという方向性でしたが、先ほど添石委員からもご意見があったとおり、サービスは廃止するという結論を前提にして議論をしたほうが、より良い意見が短期間で集められるのではないかとというご意見もありました。基本的には、老人憩の家のサービスを廃止し、違う形で提供していくことを前提に、今利用されている方に、どういう困りごとがあり、代替措置として何を考えるべきかという議論で、今後事務局にも情報を集めていただくという方向性で進めてもよろしいでしょうか。
下田委員	率直な感想ですが、分科会が始まったときから、この憩の家は廃止するというレールが敷かれており、その上で話が進んでいる印象を受けます。 財政面について、もう少し説明していただいたほうが良いと思います。 老朽化によって、大規模改修が必要であるということは、重々承知していたところですが、もし同じ機能のものを立て直すとしたら、いくらかかるのというところは分かりません。また、改修には設備投資もありますし、ランニングコストもありますよね。 資料に1,300万円という年間コストが書かれてありましたが、新たなものをつくったときも、どの程度コストがかかるのかといった財政的な面の説明が必要かと思います。 要するに、何となく決まっているように見える「廃止する」という方向性について、憩の家の継続が財政的に困難であるのなら、それを皆さんに説明することが必要だと思います。その説明がないまま、事態が進んでいることに少し不自然さを感じています。 また、私も現場を見に行った参加者の一人ですが、塚本副会長がおっしゃったように、利用されている方たちのそれぞれに、人の輪がつくられていると感じました。すでにつ

	くられている人の輪を壊してしまっていて良いのかという思いがありまして、人の輪がそのまま継続していけるような代替設備など、そういうことを考慮に入れた進め方が必要ではないかと思いました。
杉原会長	ありがとうございます。大きな論点としては、財政的な説明をしてほしいということと、代替措置を考える上でも、できるだけつながりを維持できるようなものをというご指摘であったかと思います。 では財政面について、事務局からご説明いただけますか。
事務局	先ほど財政的な面というお話がございましたが、指定管理料として、施設の管理に年間1,300万円ほどかかっております。 利用者アンケートの部分で一部記載がありましたが、大規模修繕は、概算で1億円以上かかるという状況です。 建物の建て替えの方法につきましては、まだ検討段階ではないため、分からないのが現状です。 今回の在り方検討をするに至った背景ですが、現在高齢者が元気に活動しているというように、社会環境が変化している中で、60歳以上が無料で利用できるような施設、レクリエーションの娯楽施設が必要なかどうかということが挙げられます。 また、受益者負担という考え方もございまして、市の施設では、民間施設のように利益を設定するという考え方がない代わりに、民間サービスで代替できるようなものについては、民間サービスと同程度の負担をしていただきたいという考えもあります。恩方老人憩の家につきましては、民間企業などのサービスでも十分対応が可能なサービスが多いことから、やはり今までどおり60歳以上の方について、無料でサービスを提供していくことは、なかなか難しいのではないかと考えております。そのため、今回は、廃止の方向性も含めて老人憩の家のサービスの在り方についてご検討いただきたいということが、事務局としてのテーマの提示であったところです。以上です。
杉原会長	ご説明ありがとうございます。先ほど委員からご指摘があったとおり、最初から廃止の方向である程度ルールが敷かれているということは、そのとおりかと思います。廃止の方向に向かうという既定路線はありつつも、本当に廃止して良いのかどうかという最後の審議の場がこの分科会だと思いますので、廃止という結論を出すにあたって、もうひと踏ん張り考えたほうが良いことはございますか。先ほど、財政面の点が大きなご指摘だったかと思いますが、いかがでしょうか。
添石委員	令和5年度の分科会でも、老人憩の家の話が挙がっており、そのときは存続ありきの路線でした。当時は、残す前提で議論が進められておりましたが、私は、そもそも財政的な面も含めて憩の家の意義があるのかという意見を述べました。そして、令和6年度は、廃止方向に話が進んでおります。

	先ほどの財政面のご説明についてですが、改修費用だけを見て、財政負担が大きいかどうか議論することは誤った考え方で、そもそも 50 年経っているので、大規模修繕はどのみち必要だと思います。ただし、憩の家として存続させるために必要な機能の改修費用は差し引きすべきだと思いますので、入浴施設等の費用を差し引いた上で修繕金額を見ていただくことが必要です。 さらに、憩の家でなくなったときに、市として横断的に使い道を考えるとなった場合、例えば、ほかの場所を借りて運営している市の施設が、この建物に移ることで、賃貸料が浮くという考え方があります。本来、そのあたりの効果も考えた上で、市の財政に対してどれくらい負担が増減するのかといったところを議論すべきであって、改修費用のみを論ずるのはおかしいと思います。本当に財政的な面を考えるのであれば、継続することによって、かかる修繕費用はもちろんのことですが、廃止したときに、ほかで使っている賃貸料が浮くといったところも含めた上で、財政に与える影響をお示しいただかないと、財政面に関してのお話は、明確に言えないと思います。 その上で、先ほど受益者負担のお話もありましたが、例えば、1,500 万円かけてお風呂を継続し、受益者負担で一人 600 円支払わせる場合、利用者は減るかもしれないですよ。果たしてそこに 600 円負担させる意味があるのでしょうか。そうなると、代替措置として銭湯に行く費用を補助する方が、よほどプラスに作用するかと思います。費用面を論ずるのであれば、もう少し多角的な面で見えていただいた上で議論しないと難しいと思います。いずれにせよ、ある程度方向性は決めておかないと、どのようにフォローしていくのかという議論が発展していかないため、最終的に今の利用者たちのデメリットが生じるのではないかということを、私としては危惧しております。
事務局	ご意見ありがとうございます。まず、前期分科会から議論が始まっている老人憩の家の在り方検討に関して、我々としては、継続ありきで進めてはおりません。継続すべきなのか、廃止しても良いのか、まずは皆さんにご意見をいただきたいというところから話を進めてきたという認識です。そのため、決して継続ありきという方向ではなかったと思いますので、ご理解いただければと思います。 そして、施設のコストの部分についてですが、やはり公共施設マネジメントという観点から、恩方老人憩の家を廃止する場合、ほかの場所を使っている市の施設を移したときに、今までかかっていた賃料やコストがどれだけ削減できるかといった部分も非常に大事だと思います。先ほど事務局よりお伝えした、庁内の公共施設を検討する組織横断的な会議の中で、改修をする場合の用途は検討します。改修したときのコストは、我々には見えない部分がありますが、市としては、この場で検討していただいた結果をもって、次のステップに進んでいくという方向で進めますので、ご理解いただければと思います。
尾寄委員	意見を言う前に、資料 2－1 の確認をしたいのですが、「2 各種データ等」の「(2) 施設利用者実人数」の「イ 施設管理者実施の教室」というところについて、延べ利用

	者は 851 人で、定期利用者が 117 人いますよね。資料の右側には、定期利用者の定義として平均月 2、3 回の利用者と記載がありますが、月 2、3 回ということは、12 か月として 12 倍すれば約 30 回、30 回×117 人で計算すると、3,500 人という数字が算出されます。あくまでも私の計算になりますが、資料の実人数は 851 人ですので、随分人数が少ないと思いました。 また、その下のサークルも、定期利用者は 189 人で、定期利用者の定義は週 1 回以上の利用者として書いてあります。週 1 回以上ということは、1 年で 52 週ありますので、単純に掛けると、約 9,800 人という人数になります。そのため、定義を少し見直した方がよいのではないかと思います。私の捉え方が違うのかもしれませんが、そのように感じました。 そして、本日の議題への意見というところについて、私の考えを言わせていただきます。現在、超少子高齢化という中で、行政においても収入が減り、支出が増えていくということが見込まれていますよね。一般的に考えれば、そうなるだろうと思います。こうした中、公共施設の管理運営についても、市民をはじめ民間企業の力を借りざるを得ないだろうと思います。 60 歳以上の利用は無料ということについては、現在定年延長もあり、元気に働く高齢者が数多くいらっしゃるという現状を考えると、60 歳以上が無料という制度は、やはり考え直す時期ではないでしょうか。 収入がない方や身体に支障のある方など、それぞれ事情がありますから、そういう方に対しては、何らかの補助、助成策を考える必要があると思います。 また、跡地利用についてですが、恩方地域は、公園を新しくつくったという実績もあり、かなりコミュニティが発達している地域です。そういった面も踏まえて、地域住民が本当に必要とされるものを地域住民自らが管理できるような跡地利用を考えていく必要があると思っています。以上です。
杉原会長	ありがとうございました。実人数についてのご質問がありましたが、それについて事務局から回答をお願いいたします。
事務局	まず、定期利用者の表記が分かりづらくて申し訳ございませんでした。指定管理者実施の教室は、基本的に年間の開催数が決まっており、その開催数で計算すると資料に記載のある数字になります。定期利用者の月 2、3 回の利用といった表記は分かりづらかったと思いますので、大変申し訳ございませんでした。 サークルについても、20 団体の登録があり、それぞれ週 1 回の利用であったり、月 2 回の利用であったりと利用頻度にばらつきがあります。それを平均すると、大体どの団体も週に 1 回程度利用されているという計算になりますので、このような表記にさせていただきました。
杉原会長	ありがとうございます。そのほかにご意見、ご質問等はございますか。

田中委員	本日の議論について、市民の皆さんになるべく公平に配分するというマクロの視点から見ると、恩方老人憩の家は、一部の人が繰り返し利用していること、局所的であること、予算もかかり、建て替えもお金がかかることから、廃止した方が良いという方向性は成り立つと思います。ミクロの視点から見ると、今利用している人が今後どうするかという話になります。今受益する方は、恩方老人憩の家があると便利という話になりますので、どの立ち位置で話せば良いのかということが、難しい点だと思います。 個人的には、税金を市民に公平に受益していただくという観点からすると、かなり偏りがあると思います。さらに、民間企業による代替案もありそうだとすると、まずは、廃止の方向で決定し、改めて恩方地区で求められているものを検討して議論していくという流れのほうが、筋が通る気がします。本日の分科会に集まっている皆さんは、それぞれの立場で代表されている、つまり、全体を俯瞰したマクロの視線で見ている方々のはずですので、そういう立場での議論が良いと思います。
杉原会長	ありがとうございます。そのほか、ご意見等はございますか。
塚本副会長	前回の会議資料の中で、ハザードマップの資料をご提示いただいていたかと思います。恩方老人憩の家のある場所が、多少洪水関係の干渉があるのではないかと見受けられるような資料だったと認識しております。恩方老人憩の家周辺のハザードマップ関係のリスク値などの認識を共有いただけたらと思います。
事務局	恩方老人憩の家がある恩方事務所の地域は、実際ハザードマップの影響下ということで、土砂災害の影響があります。恩方老人憩の家は避難所としての設定はなく、近隣の恩方第一小学校などの学校が、避難場所として設定されております。防災倉庫なども、学校に設置してあります。
澤井委員	視察に行ったときの感想ですが、恩方老人憩の家と恩方農村環境改善センターどちらも相当古い建物でしたので、建て替えは必ずすると思います。 また、視察に行った際も利用者がかなり多くいらっしゃいました。恩方老人憩の家を廃止するとなると、行政のサービスとしては、あれだけ利用者がいることを考えると、大変だと思います。 また、両施設は同じ敷地内にあるということですので、一つにまとめた上で、存続できないかと考えます。その場合、利用の手続きなどは考える必要があると思いますが、駐車場は相当広く確保することができ、さまざまな地域からの利用も増えるのではないかと思います。とにかく駐車場は、本当に狭い場所であるという印象ですので、ほかに何か利用ができないかと思います。
杉原会長	ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

川津委員	私も、現地視察に伺いましたが、澤井委員がおっしゃるように、私も統合させるほうが良いのではないかと思います。老人憩の家事業が全国で行われていて、私も個人的なつながりで、憩の家事業に関わる自治体の団体の知り合いに話を聞きました。やはり、時代の流れとして、60 歳以上から無料で利用できる施設の見直しをしているところが、データやネットだけではなく、実際の意見として非常に多いということを肌感覚で感じることができました。実際に施設を見学させていただいて、やはりもったいないということと、囲碁をされている団体などのコミュニティの場がとてもあるということを感じました。コミュニティの場は必要であり、存続するべきだとは思いますが、形を変えても良いのではないかと思います。 最後に、駐車場が少ないということと、地元の人だけではなく、八王子市内のほかのエリアの人も憩の家に来ており、そうしないとコミュニティがつかれないということも、問題であると感じました。わざわざ恩方老人憩の家まで行かなければならないということも、何か寂しいと思いますので、ほかのエリアにもこういう場所があったら良いと改めて感じました。駐車場は、我々が視察に行ったときも空きがないような状況でしたので、駐車場も改修などをしたほうが良いのではないかと思います。
杉原会長	ご意見ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
井出委員	皆様のご意見をお伺いして、そのとおりだと思いましたが、人との関わりが少くなると健康上のリスクが高くなるということは、皆さんご承知だと思いますし、これからの世の中は人との関わりというものが、おそらく減っていく方向にあると思います。 老人憩の家ができた昭和 49 年と比べて、時代はかなり変わっていて、社会的な孤立が増えています。孤独というものは、高齢者だけではありません。現在社協で開設している何でも相談窓口の「はちまるサポート」でも、八王子市の不登校の実態や、ひきこもりの実態が見えてきます。 市立の小中の義務教育学校における不登校児童・生徒数については、この 5 年間で 3 倍以上にのぼっているような状況があるほか、国の調査によると、大体の年齢層の 2 % 程度がひきこもりという状況です。そうすると、八王子市の場合、7,500 人ほどの方がひきこもりの状況にあると思いますので、このような課題を解決するためには、高齢者が一人で来ても安心してお過ごしできる場所を提供してきた恩方老人憩の家をただ廃止するのではなくて、時代に合ったものに変えていく必要があると思います。また、東京都の住宅政策本部では、都営住宅の集会所、広場等の活用を地域の団体からのプレゼンテーションを受けて貸し出すといった、お金のかからない施設展開を図っていると伺いました。恩方地域を活性化する団体をはじめ、地域力市民力を活用して、お金のかからない方法で、今以上のものができるのではないかと思います。 最後に、高齢者専門分科会で廃止または継続を決めて、その後に庁内の部局に働きかけていくという流れは、仕方がないという気もしますが、一般的な市民感覚からすると、その後の議論が見えないまま結論を出すということは、普通の進め方と違うと思います。

	高齢の方々がいきいきと集っている場所を、この分科会で廃止という結論には違和感を覚えたところです。
添石委員	井出委員のお話を伺って、そのとおりだと感じました。次を考えずに廃止だけを決めていくということは、よろしくないと思います。 まず、憩の家の廃止だけは先に決めてしまって、その上でどのようにフォローしていくのかということまでを分科会で協議した上で答申として上げるということが、本分科会の役割だと思いますので、結論だけではなくて、その先の提案を上げていくということまでを我々の仕事として進めていけたら良いと思います。
杉原会長	ありがとうございます。おおむね意見が出尽くしたと思いますので、確認させてください。私の印象ですが、総意としては、改修にあたって現在の老人憩の家の機能をそのまま継承するのではなく、より効果的な使い方があるのではないだろうかということかと思っています。多くの方の意見として、例えば、より幅広い年代の方に開放するなど、現在の地域のニーズに合わせた新しい用途を検討した方が良いのではないかと思います。合意が得られていると思います。それに伴って、現在の老人憩の家の一部機能を残すとしてもそのまま継承はしないという意味では、廃止または機能の縮小ということになりますが、改修にあたり、現在の老人憩の家の機能は縮小し、新たな用途を検討すべきということで、本分科会としては、結論に至ったという理解でよろしいでしょうか。 (各委員同意)
杉原会長	ありがとうございます。それでは、そのような方向で第3回の審議を進めていきたいと思っています。新しい用途を検討すべきで、そのことについて意見は出しても良いですが、審議内容ではないと言われております。少なくとも老人憩の家の新しい用途を検討し、それにあたって憩の家の機能が縮小になることは必至だと思いますので、その件に関して、具体的にどのような困りごとがあり、どのような機能を残してほしいのかということについては、やはり利用者のご意見を伺いたいと思っております。先ほどのアンケートを見ると、コストの話ばかりですので、そうではなく、より幅広い年代も使えるような施設としてのリニューアルを検討し、それにあたって維持してほしい機能は何か、こういった在り方が望ましいと思うかということ、利用する方々にも聞いていただくことは可能ですか。そして、委員の方からも、次回の会議に向けてこういった情報を集めてほしいというご意見がありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。
田中委員	利用者のご意見ではなく、地域の皆さんのご意見の方が良いような気がしました。以上です。
事務局	本日はありがとうございます。今、委員の皆様からご意見を伺って、やはり情報が少

	し不足していると感じました。田中委員からもありましたが、地域の皆様からは、先月話を聞きに伺いました。町会自治会連合会や様々な団体の皆様、知り合いのシニアクラブの方、利用されている方の大半の方に来ていただいています。有料の恩方市民センターで意見交換会をしましたが、参加された方からも、「恩方老人憩の家は無料だから利用しているけれども、本当は市民センターのほうがきれいなので、市民センターを利用したい」というご意見も実際ありました。先ほど、ほかの委員の方からご意見もありましたが、市民センターを利用していただいて、そちらを無料または減免にするほか、補助金出すということは、一つの代替策として成立すると思いました。ただ、委員の皆様にも、そういった情報がない中で、代替策のご意見いただくことはなかなか難しいと思います。 民間サービスも様々ありますし、それ以外にも、公共施設として市民センターがあるほか、学校開放もしています。地域のスポーツクラブの方が行っている健康体操も、やはり参加者は高齢の方多いので、健康医療部と連携をして行っていることもあります。様々な情報が不足していたかと思いますので、本分科会での方向性を示し、追加で利用されている方から、今後憩の家がなくなったときに生じる困りごとを伺うアンケートを実施した上で、10月頃に皆様に情報を提供させていただき、最後のご審議をいただいたほうが良いと事務局で考えております。 第3回分科会は11月8日を予定していますが、その前に、今申し上げた情報を提供させていただいて、最後にご意見いただくという方向はいかがでしょうか。
杉原会長	ありがとうございます。ぜひ、そのような形で進めていただきたく存じます。委員の皆様におかれましては、意見書等でこういった情報をさらに集めてほしいということなど、ご意見をお寄せください。ありがとうございました。
杉原会長	3 報告 令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)の評価結果及び基準額の内示について それでは、報告事項「令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)の評価結果及び基準額の内示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは事務局からご説明させていただきます。 資料3-1「令和6年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)の評価結果及び交付額について」をご覧ください。「1(1)概要」にあるとおり、国が各市町村の努力に対して交付金を交付するという仕組みの交付金です。 例えば、PDCAサイクルを活用して保険者として機能強化、ケアマネジメントの質の向上、多職種連携、介護予防給付適正化などを行った結果として、要介護状態が維持・改善できているか等、保険者として困っている人に必要なサービスを提供し続けられるような努力をしている自治体を評価するという仕組みです。

	こちらの評価基準については、国が決定しており、定期的な見直しがされています。令和6年度につきましては、評価結果の見える化の推進など大きく評価基準が変更になりました。 結果は、八王子市は全国1,741市町村のうち、12位という非常に高い評価結果点数を得ています。 具体的には、全国で12位、都内で2位ということで、都内での順位は、昨年と同じでしたが、全国での順位が一つ上がったという結果です。 本補助金は評価が高いほど交付金をもらえる仕組みとなっていますのですが、今年度はその国の予算の枠自体が削減されました。そのため、順位は上がりましたが、八王子市がもらえる金額自体は前年度より下がっているという状況です。 詳細な評価結果については、資料3-2で事前にお配りしております。こちらについては細くなるので、個別のご説明は差し控えさせていただきますが、簡単に言えば、八王子市が特に高い評価をもらえた理由としては、事業を評価する仕組みを着々と構築しているからであると思います。 本交付金の使用用途についてご説明します。保険者機能推進強化推進交付金は、自立支援、介護予防、重度化防止給付適正化等の経費となっております。八王子市の場合は住民主体による通所型のサービスや介護予防事業の評価、移動支援、後期高齢者向けに行っているアンケート調査、高齢者のお仕事やボランティアを支援する事業、認知症の方の社会参加を整備する事業などに充当しております。 もう一つの介護保険の保険者努力支援交付金は、主に総合事業といわれる介護予防や生活支援を目指したサービスに充当しています。 例えば、八王子市が第9期計画の中でもリエイブルメントを目指したサービスとして重視している通所型サービスCや訪問型サービスCです。リハビリの専門職もしくは栄養・口腔の専門職が関わることにより、短期間で自分の暮らしを元気に保ち続けられるような支援をしていくというものです。その他にも、訪問型サービスBといった地域住民の自主的な支え合いを支援する事業にも本交付金が使われています。 時間都合上、簡単にご説明させていただきましたが、全国で12位、都内で2位という喜ばしい結果でしたので、報告させていただきます。説明は以上です。
杉原会長	ご説明ありがとうございます。すばらしい成績で、多くもらえた交付金を財源として新たな活動につなげていけるので、非常にすばらしいと思います。ただいまのご説明について何かご質問ありますか。
磯部委員	全体としては、13位から12位の、非常に良い結果だったと思いますし、保険者機能強化推進交付金が全体で50億削減されたという話もよくわかりましたが、前回の結果が全国9位だったにもかかわらず、今回全国29位になったという理由がよく分かりません。

事務局	ご質問ありがとうございます。 資料３－２をご覧ください。まず、保険者機能強化推進交付金については、PDCAサイクルの活用や成果連動型の業務委託の有無という項目がありますが、成果連動型委託について得点がついていないという状況です。 昨年度との比較については、資料の３－１でも記載しておりますが、評価項目や得点の配分や質問項目自体が大きく変わっています。そのため、前回と比べてどのように変化したかが単純に比較はできません。
礒部委員	すみません。今のご説明でやはり９位から２９位になった理由が全く分かりません。どうして下がったのですか。金額が下がったことは分かりました。５０億円削減されたので、当然だと思います。何がいけなかったのか。何か反省する点がありましたか。
事務局	どの項目の点数を伸ばしていくためには、どうすれば良いかというところは、個別に検討しているところです。
礒部委員	どうして点数が減ったのか、理由は何ですか。
事務局	単純な点数の比較で言うと、そもそも評価項目自体が前回と大きく変化したため、比較が難しいと思っています。それに伴って、順位が変わったことについても、直接的になぜ順位が下がったかを厳密に分析するのが状況的には不可能です。ただ、どのようにしたらより点数を上げられるか、検討していきます。
礒部委員	順位が下がった理由はしっかり把握して、なぜこの順位なのか、今年はどうするかということを考えないとおかしいと思います。
事務局	点数が取れなかった項目について、個別にどのようにしたらより上げられるか、引き続き分析をしているところです。
礒部委員	個別に評価したことを報告していただきたいです。
事務局	かしこまりました。こちらのインセンティブ交付金は、毎年この分科会で結果を報告しています。次回の評価時期である１年後に報告をさせていただきます。そこで、どういったところを市として努力して、どのように改善したかということを皆様にお示しできるようにいたします。ありがとうございます。
礒部委員	よろしくお願いします。
杉原会長	ほかに、どなたかご質問はございますか。

下田委員	ただいまの評価結果、大変健闘していると思います。 先ほどの話に戻り恐縮ですが、総合順位は上がっているが、金額は下げられた。それは国の予算が減っているからという、八王子市としては、どうしようもない理由だと思いますが、約 3,000 万円強、交付金が減額になるということです。 先ほど、憩の家を廃止する方向というお話が出た中で、私は、より財政的な面で、判断材料を示してご説明いただきたいという話をしましたが、本件も、判断材料の一つではないかと思います。3,000 万円交付金が減らされるということも踏まえると、やはり憩の家をこのまま続けることは困難だという話の方向になってしまうと思います。そのため、そういった財政的なお話をしていただいた方が、皆様のご理解を得られやすいのではないかと思います。 そういったことから、全体の高齢者福祉サービスの予算と実情の面からのご説明があったほうが良いのではないか、また財政的な話がありましたら教えてほしいという意味でございます。 先ほどの結論につきましては、私は大賛成でして、尾寄委員や井出委員、添石委員もおっしゃったとおりで、よろしいと思っております。以上です。
杉原会長	では、今のご意見について、事務局から何か補足の説明ございますか。
事務局	本交付金八王子独自事業や先進的と言われる事業の財源として大事に使ってきているものですが、補助金の額が変動するということもあるので、今後こういったリスクも考えながら事業を進めていかなければいけないと担当者としては思っているところです。
杉原会長	ありがとうございます。そのほかは大丈夫でしょうか。 一つ一つの順位に一喜一憂するというよりも、今後見直すべきところを見直すための材料とし、伸ばすべきところは交付金を活用して十分に伸ばしていくということで、上手に運用していけば良いと思います。良い成績でしたので、今回の結果を基に、さらに発展させていただければと存じます。ありがとうございました。
事務局	補足をさせてください。順位を上げることを目指してはいますが、結果的に高い評価をもらえたというのが実情であって、本交付金のために事業を立ち上げたというより、八王子市として市民に必要なだと思ふことを実施した結果が評価につながっているということです。そのため、評価に振り回されず、今後も市民に必要な事業を実施していく方向は変えないようにしていきたいと考えております。
杉原会長	ありがとうございました。それでは、連絡事項について、事務局からお願いします。
事務局	4 閉会 次回開催日程は、11 月 8 日（金）午前 10 時から正午までで、会場は未定です。

杉原会長	詳細につきましては、開催日の約1か月前に開催通知を送付しますので、日時・会場等ご確認の上、ご出席をお願いします。 本日の会議内容についてご意見等ございましたら、配付させていただいた意見書を、1週間以内にメール、郵送、FAXまたは直接事務局までお送りください。 また、本会議の会議録については、後日各委員に内容確認のため原稿を送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。 ありがとうございました。それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。
-------------	--